

# 基本計画

## 1. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の促進による農山漁村の活性化に関する方針

本市の中山間地域では、水稲及び野菜などの農業が行われている。また、山間部においては、スギやヒノキなどが生産されているほか、平野部では、水稲や露地野菜、イグサのほかトマト等の園芸作物などの複合経営が営まれ、沿岸部では、アサリの栽培漁業やカキの養殖等が行われている。しかし、農林漁業者の高齢化、耕作放棄地の増加など厳しい状況にあり、今後一層深刻化するものと見込まれる。

他方、本市は、日射量が多く太陽光発電に適した特性を有している。また、県内でも有数の豊富な森林資源を有し、山間部を中心に木質バイオマスが多く賦存している。これらの未利用な地域資源を再生可能エネルギー源として有効に活用する。

このため、未利用間伐材等を活用したバイオマス発電を行うことにより、林業経営の改善を図る。また、農業上の再生困難な荒廃農地を活用した太陽光発電の導入を行う。その際、地域の農林漁業者が主体的な役割を果たしながら、再生可能エネルギー発電事業に取り組むこと等により、発電事業により得た収入が、地域に直接還元されるよう努めることとする。

## 2. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

地区	区域の所在	地番	地目	地積 (㎡)	備考
A	八代市十条町 1-1	308-1	宅地	56,724.43	木質バイオマス発電設備

## 3. 2の地区において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

地区	発電設備の種類	発電設備の規模	備考
A	木質バイオマス発電	6.28MW	

## 4. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に係る事項

地区	農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域	農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保に関する事項
A	なし	なし

## 5. 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組みに関する事項

地区	再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組みの内容	備考
A	発電事業の燃料となる木質バイオマスには八代産材を積極的に使用し、特に八代市泉町地内に設置した木の駅やちろゴロタンに集荷された間伐材等の利用を促進する取組み	なし

## 6. 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関し配慮すべき重要事項

(1) 自然環境の保全と調和

地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、必要に応じた影響の調査・検討等により、自然環境の保全に十分配慮する。

(2) 景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和

気候風土に適した形で農林漁業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観がつけられていることから、これらの景観が損なわれることのないよう適切な配慮を行う。

7. 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

地域の農林業の健全な発展に資する取組みを行う木質バイオマス発電設備を6.28MW導入することを目指すこととする。

(2) 目標の達成状況についての評価

(1)の目標の達成度合いを確認するため、毎年度、認定設備整備計画についてその実施状況（施設整備の進捗状況、稼働状況）を精査し、認定設備整備計画の進捗を確認することとする。

8. 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

該当事項なし

9. 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当事項なし

10. その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

(1) ホームページによる周知

基本計画に基づく取組みの促進や関係住民等の理解を醸成するため、ホームページ等により広く周知する。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え、必要な資金の確保が見込まれること、設備整備計画が実施されることが確実であること。また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付すこととする。

(3) 区域外の関係者との連携

本市、再生可能エネルギー発電事業者は、本市の区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組む。